

社会福祉法人広野保育所役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広野保育所（以下「当園」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事および監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬を支給する。

(当園職員給与の併給)

第3条 当園の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。但し、2つ以上の会議を同日開催する場合は、これを1回とみなし日当を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 報酬については、別表1に定める額とする。

(公表)

第6条 当園は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

別表 1

評議員

	報酬の額	
評議員会への出席	日額	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額	10,000円

理事

	報酬の額	
理事会への出席	日額	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額	10,000円

監事

	報酬の額	
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額	10,000円

* 2つ以上の会議を同日開催する場合は、これを1回とみなし日当を支給する。